「中長期的な政策課題等の検討に向けた調査委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

本市では、生産年齢人口の減少や、2019年をピークとする人口減少(2015年横浜市将来人口推計より)に加え、2016年には死亡数が出生数を上回る自然減に転じている状況です。また、国の推計によると団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

こうした人口構造の変化に加え、デジタル革命や人・モノの流れの変化、気候変動等により、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していき、様々な課題が顕在化することが想定されます。

また、生産年齢人口の減少による税収の影響や、これまで整備してきた都市インフラなど 公共施設の老朽化への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれてい ます。

このように不確実性が増す中にあっても、住民の暮らしを持続可能な形で支えていくために、将来を見据え、基礎自治体として取り組むべき方向性を見定めることが求められています。

そのため、2040年を展望して本市が取り組むべき方向性の検討に向け、現在の本市を取り 巻く状況を把握した上で、今後起こりうる大きな変化を見据えた場合の本市の強み・弱みを 分析します。さらに、2040年を展望し、重点的に取り組むべき分野の洗い出し及び各分野に おける対応策の検討に向けて分析を行います。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名 称

中長期的な政策課題等の検討に向けた調査委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市(政策局政策課)

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。 また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者 の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定す るものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とします。

ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿(物品・委託等)に登載されていること(事業所の所在地は不問)

イ 種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)」 を登録していること(登録順位は不問)

- ウ 過去5年間(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで)に、国、都道府県、政 令市、特別区または中核市において、中長期的な目標や政策課題の設定のための自治 体の強み・弱みの分析に係る業務の受託実績を有すること
- エ 現場責任者が、過去5年間(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで)に、 国、都道府県、政令市、特別区または中核市において、中長期的な目標や政策課題の 設定のための自治体の強み・弱みの分析に係る業務について、現場責任者として携わ った実績を有すること
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- カ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- キ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及び その開始決定がされている者でないこと
- ク 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと
- コ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措 置要綱(一部改正令和2年4月13日)の規定による指名停止を受けていないこと
- サ 中長期的な政策課題等の検討に向けた調査委託の完了まで、業務を履行できること

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるものの ほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「中長期的な政策課題等の検討に向けた調査委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- イ 担当技術者が担当する分担業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- ウ 実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
- エ 2040 年を展望して取り組むべき方向性の検討に向け、現在の本市を取り巻く状況に 係るデータを収集、分析する際の視点が的確であり、分析手法が有効なものとなって いるか。
- オ 2040 年頃にかけて市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすと考えられる変化のうち、本市が取り組むべき方向性を検討する上で特に考慮すべき変化を抽出する際の 視点が的確であり、抽出手法が有効なものとなっているか。
- カ 2040 年頃にかけて市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすと考えられる変化のうち、本市が取り組むべき方向性を検討する上で特に考慮すべき変化を見据えた場合に、本市の強み、弱みを分析する際の考え方が的確であり、分析手法が有効なものと

なっているか。

- キ 業務内容を正確に理解しているか。
- ク 取組意欲が感じられるか。
- ケワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市政策局政策課 伊藤、酒井

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2010

プロポーザル実施スケジュール

